

## 大学生の社会的ルール決定場面における討論手続き<sup>1)</sup>

藤 澤 文

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科

本研究は、大学生を対象として、社会的ルールの決定場面における討論手続きの検討を行った。調査協力者は、ルールの決定手続きに関して、討論条件もしくは統制条件に割り当てられた。質的に異なる複数のルールを提示し、統制条件よりも討論条件において、ルール決定が支持されるかどうかを検討された。研究1では、討論あり条件と討論なし条件においてルール決定を支持する程度は異ならなかった。研究2において、他者視点が提示されるボトムアップの討論手続きを示した場合、討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定が支持されていた。また、いずれの領域（道徳、慣習、個人、個人道徳、状況的慣習）においても討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定は支持されていた。この結果の再現性を検討するために研究3を行った。その結果、研究2を支持する結果が得られた。

キーワード：討論、社会的ルール、社会的領域

### 問 題

「電車の中での携帯電話を用いた会話」に関して、車内の他の人に迷惑であるからルールとして禁止すべきであると判断する人がいる。反対に、個人の自由、許容される範囲であるからルールとして禁止すべきではないと判断する人もいる。このように、他者の権利を保障したり、社会的関係を調整したりすること (Turiel, 1998) を目的とした、社会生活をおくる上で必要とされるルールの解釈が人により異なるのは、生活様式の多様化や価値の多元化によるものといえる。

個人の自由や権利がルールにより無条件に制限

されたり、侵害されたりすることは問題である。ところが、社会生活をおくる上で必要とされるルールを守るか否かについても個人の自由であると判断されている場合があるという結果が示されている (内閣府, 2001; 松井, 1997)。その一方で、人はあらゆる事柄を個人の自由であると判断しているのではなく、行為自体に善悪の規定がある道徳ルールや文化的な一様性を持つ慣習ルールを個人の自由と区別しており、加齢に伴い、自己決定の判断を発達させていくという結果も示されている (松尾・新井, 1999; Nucci, 1981; Smetana & Bitz, 1996)。

それでは、ある事柄が人によって行為自体に善悪の規定がある道徳ルールである、もしくは文化的な一様性を持つ慣習ルールであると解釈されたり、個人の自由であると解釈されたり判断が分かれるとき、どうすれば双方が納得し、分かち合うことができるのであろうか。Kohlberg (1985) や Habermas (1983, 三島・中野・木前訳, 1991) は討論手続きを挙げている。

1) 本論文を作成するにあたり、お茶の水女子大学教授・内藤俊史先生に懇切丁寧なご指導を賜りました。心よりお礼申し上げます。横浜市立大学教授・大西文行先生には、本研究を行うにあたり、貴重なご助言を賜りました。大変感謝しております。また、本調査を行う際には、多くの学生にご協力いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

日本において、人により判断が分かれる事柄の共通理解のひとつの方法として討論手続きに焦点を当てた心理学的調査はほとんど行われていない。しかし、価値の多元化や生活様式の多様化により、多面的に判断される事柄は、今後ますます増えていくと考えられる。そして、このような多元的な現代社会において、他者との視点調整を行う上で、討論の果たす役割は重要であると考えられる。また、討論は民主的な手続きであり、道徳性心理学における重要なテーマのひとつである。以上の理由から、共通理解のひとつの方法である討論手続きを検討することには意義があると考えられる。本研究では、ルールの決定場面に絞って、大学生から収集された社会的ルールについて大学生がどのように判断しているのかを分類し、人によりさまざまに判断される社会的ルールについて、討論手続きを経ることにより、共通理解がなされるのかどうかを検討する<sup>2)</sup>。

Habermas (1983, 三島ほか訳, 1991) はルール決定を行う際の手続きとして、討論を挙げている。そして、この際の討論手続きとは、全ての討論参加者が全ての他者の立場に立って同意に至る決定をすることであるという理論的見解を示している。また、Kohlberg は、この討論という手続きを用いて、学校内で討論プログラムや公正な共同体社会プログラムを行い、道徳性を発達させることができるかどうかについて実証的に検討している (Blatt & Kohlberg, 1975; Kohlberg, 1985; Power, Higgins & Kohlberg, 1989)。これらのプログラムにおいては、役割取得の機会と、民主的な道徳的雰囲気を与えられることにより、集団の構成員に「私たちのルール」という感覚がもたらされることが挙げられている (Kohlberg, Levine & Hewer, 1983)。しかし、プログラムの前提となる「私たち

のルール」、つまり、成員に分かち合われる共通ルールについて、討論手続きに焦点を当てた研究はほとんど行われてはいない。

Damon (Damon, 1997; Damon & Gregory, 1997) は、青年の人格教育に取り組んでいくにあたり、学校という一定範囲内で道徳的な行為を行わせている公正な共同体社会プログラムには限界があると述べている。なぜなら、学校という一定範囲内で青年を道徳的に行動させたとしても、コミュニティが対応しない限り、青年の環境全体をカバーすることができないからである。そのため、Damon (Damon, 1997; Damon & Gregory, 1997) は、コミュニティ場面において討論という手続きを用いて共有される価値を作り出すことを提案し、これにより、違反への葛藤が回避されると述べている。以上より、人によって判断が分かれる事柄の共通理解を検討するにあたり、コミュニティ場面において検討する必要があると考えられる。

公正な共同体社会プログラムで扱われてきた事柄は、道徳と慣習の区別をして検討されてはいない。しかし、Turiel (1998) は領域特殊理論を展開する中で、社会的知識は道徳、慣習、個人という3つの独立した領域から構成されており、さまざまな社会的判断や社会的行動は、各領域の知識が調整された産物であると述べている。そして、「普遍的価値がある、もしくは行為に善悪の規定がある」事柄を道徳、「普遍的価値はないが、社会的関係を調整する、もしくは文化的な一様性がある」事柄を慣習と定義している。さらに、Smetana (1983) は、「(1)個人内で2つ以上の領域にまたがって判断される行動」、「(2)本来は慣習領域の行為であるが2次的に道徳領域の特徴を所有している行動」、「(3)人によって分類される領域が異なる多面的な行動」と述べている。以上より、(1)に関して、本研究では、「道徳と個人の自由が混在する」事柄を個人道徳 (首藤, 2003)、「慣習と個人の自由が混在する」事柄を状況的慣習 (Smetana, 1995) として定義をする。(2)と(3)に関

2) 二宮 (1984, 1985) は、社会的ルールとは「私たちが、他の人と仲良く楽しく生活していくために、守らなければならない規則や約束」と定義しており、本研究ではこの定義に従う。

しては、社会的ルールがどのように認識されているかに焦点を当てて検討する余地があると考えられる。

Kohlberg (1985) は、道徳と慣習は確実に区別されているわけではなく、道徳と慣習の問題に異なるアプローチが必要であるとはいえないと見解を述べている。しかし、同時に、Kohlberg は社会的ルールが個人の自由であると判断されるように見える現代社会において、普遍的な価値を持たない慣習についても介入していく必要性を挙げている。そして、慣習への介入が価値の注入にならないための手続きとして討論を挙げている。Turiel (2002) は討論手続きと領域の関係について、普遍的な価値を持つ道徳は成員の合意から成立する慣習とは異なり、意見の一致という合意は必要ないと述べている。よって、当該行為が普遍的な価値を持つ道徳と認識されているかもしくは成員の合意から成立する慣習と認識されているかにより、討論手続きの影響は異なると考えられる。以上の理由から、社会的ルールが人によりどのように異なって認識されているのかを示し、討論手続きと領域にはどのような関係があるのかについて検討する余地があると考えられる。

本研究では、以上の問題意識から、実証的には検討されてはこなかったルール決定場面に絞って、討論手続きを用いたルール決定が支持されるのかどうかを検討することを目的とする。

## 研究 1

大学生がコミュニティ場面における社会的ルールをどのように認識しているのか、人により異なって判断される社会的ルールは討論手続きを用いて決定した方が支持されるのかについて検討することを目的とする。

### 仮 説

討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定は支持される。

### 方 法

**調査協力者** 調査は関東、東海エリアの 3 大学の大学生 139 名（男性 97 名、女性 42 名、平均年齢 = 20.3 歳）の協力をえて行われた。

**調査手続き** 授業中に質問紙を配布した。フェイス・シートには調査への参加は自由意志によること、調査協力者の匿名性が守られることが示された。調査協力者自身のペースで調査は実施され、回答終了後、質問紙は回収された。調査の所要時間は 15 分程度であった。

**調査項目の作成** 調査項目を作成するにあたり、二宮 (1984, 1985) の「私たちが、他の人と仲良く楽しく生活していくためには、守らなければならない規則や約束があります。あなたが今知っているそのような規則や約束をできるだけたくさん書いてください。」という教示を用いて、都内の 4 大学の大学生 13 名（男性 4 名、女性 9 名）から 50 項目を収集した。複数の教育心理学専攻の大学院生が検討した結果、8 ルールが調査項目として選択された。この 8 ルールは、Turiel (1998), Nucci (2001), 松尾・新井 (1999) において用いられているルールを参考にしたほか、領域特殊理論に基づき、普遍的価値があるとみなせる、あるいは文化的一様性があるとみなせる具体的なルールから作成された。

**質問紙の内容** 調査に使用されたルールは「人の物を盗んではいけない」、「ゴミのポイ捨て禁止」、「嘘をついてはいけない」、「悪口を言ってはいけない」、「公共の場では静かにする」、「授業中の飲食禁止」、「公共の場でメイクをしてはいけない」、「未成年の飲酒禁止」であった。調査協力者がルールをどのように認識しているかを調べるために、上記の 8 ルールの各々について規則随伴性判断と理由付けが求められた (Nucci, 2001)<sup>3)</sup>。その後、ルール決定がどの程度支持されているのか

3) Nucci (2001) による各領域を区別する基準から規則随伴性判断と理由付けを採用した。

を調べるために、討論あり条件と討論なし条件において、ルール決定判断が求められた。

①規則随伴性判断：「○○というルール（当該ルール）がなくても○○（前述の当該ルール）に違反することは悪いか悪くないか」について、6件法で回答するように求めた（全く悪くない、悪くない、どちらかという悪くない、どちらかという悪い、悪い、非常に悪い）<sup>4)</sup>。

②理由付け：規則随伴性判断をする際に、「全く悪くない」から「非常に悪い」までの判断をした理由を自由記述で回答するように求めた。

③ルール決定判断・討論あり条件：ルール決定場面として、「みんなで話し合い、すべての人にとって同様に善いようにさまざまな事柄を決めるというコミュニティに所属していると想定してください（Habermas (1983, 三島ほか訳, 1991) による提案を修正して作成）<sup>5)</sup>」と教示がなされ、話し合いのもとルールが決定されるという場面が提示された。その後、8ルールについて「討論により決定された○○（当該ルール）は正当かどうか」を4件法で求めた（正当ではない、どちらかという正当ではない、どちらかという正当である、正当である）。

④ルール決定判断・討論なし条件：ルール決定場面として、「あなたはあなたの所属するコミュニティから以下の事柄を守るように命じられていると想定してください。」と教示がなされた。その後、8ルールについて「守るように命じられた○○（当該ルール）は正当かどうか」を討論あり条件と同様に、4件法で求めた。

#### 質問紙の構成 規則随伴性判断および理由付け

4) 「人の物を盗んではいけない」という事柄については「人の物を盗んではいけないというルールがなかったら人の物を盗むことは」と質問された。

5) Habermas (1983, 三島ほか訳, 1991) はルールを決定する際に、全ての他者の立場に立って同意を求めることを提案している。その手続きとして討論を提案している。

の自由記述は調査協力者内要因、ルール決定判断は討論ありの質問紙（①，②，③）と討論なしの質問紙（①，②，④）を交互に配布することにより、調査協力者間要因とした。

#### 得点化

規則随伴性判断得点：規則随伴性判断を得点化したものである。「全く悪くない」から「非常に悪い」までを1点から6点とした。得点が高いほど、ルールがなくても当該行為をすることは悪いと判断している。

ルール決定判断得点：ルール決定判断を得点化したものである。「正当ではない」から「正当である」まで、1点から4点とした。得点が高いほど、ルール決定を支持していることを示す。

#### コード化

Table 1 に示した定義に従い、すべてのルールは理由づけの内容により、5領域のいずれかに分類された。他者の福祉や権利という価値概念に関わる理由付けは「道徳」、文化的な一様性に関する概念に言及された理由付けは「慣習」、価値概念と個人の自由が混合した理由付けは「個人道徳」、文化的一様性と個人の自由が混合した理由付けは「状況的慣習」、個人の許容範囲と認識される理由付けは「個人」にカテゴリー分類された。調査協力者の15%の回答について、独立した2人の評定者（そのうち1名は筆者）の一致率は87%であった。評定者間で不一致であった回答については話し合いにより、カテゴリー分類が行われた。この結果を参考にして、残りの部分の評定は1人の評定者（筆者）が行った。

#### 結果と考察

**ルールの認識** Figure 1 に各ルールの理由付けを分類した結果を示した。その結果、提示された各ルールは、同じルールでありながら、普遍的な価値が含まれる道徳であると認識する人、文化的な一様性がある慣習であると認識する人、個人の自由であると認識する人や、個人の自由と道徳もしくは慣習を混合した認識をしている人がいるこ

Table 1 理由付けの定義と分類

領域	理由付けの定義	分類の反応例
道徳	◆絶対にやってはいけないこと ◆他者の福祉・権利を害する	・絶対にしてはいけないことだ ・他者の権利を侵害するから
慣習	◆社会システムの維持	・マナー違反だから ・他人に迷惑だから
個人道徳	◆道徳と個人の自由の混在	・よくないことであるが、個人の判断に任される
状況的慣習	◆慣習と個人の自由の混在	・迷惑がかからない程度であれば、個人の自由である
個人	◆個人の問題 ◆許容範囲	・個人の自由 ・制限されてはいけない

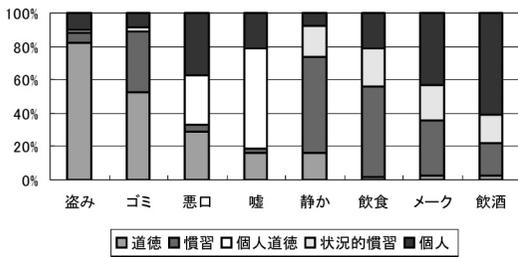


Figure 1 各領域に分類された割合

とが示された。以上の結果から、各ルールは、同じルールでありながら、人により異なって認識されていることが示された。

**条件間の等質性の検討** 仮説を検証する前に、討論あり条件と討論なし条件の条件間の等質性を検討した。8ルールの規則随伴性判断得点の平均得点を従属変数として、条件（討論あり・討論なし）を1要因とした分散分析を行った（討論あり条件： $M=3.7, SD=.87$ ; 討論なし条件： $M=3.76, SD=.84$ ）。その結果、条件間に有意差はなかった ( $F(1, 138)=.17, p>.10$ )。以上より、討論あり条件と討論なし条件は等質であることが示された。

**手続きの検討** 仮説を検討するために、8ルールのルール決定判断得点の平均得点を従属変数として、条件（討論あり・討論なし）を1要因とした分散分析を行った（討論あり条件： $M=2.90, SD=.51$ ; 討論なし条件： $M=3.03, SD=.40$ ）。その

結果、条件の主効果は有意ではなかった ( $F(1, 137)=2.52, p>.10$ )。以上より、討論あり条件と討論なし条件においてルール決定判断得点に差はなく、仮説は支持されなかった。

討論手続きを用いたルール決定は討論なし条件よりも支持されないのであろうか。討論あり条件において、「すべての人にとって同様に善いようにさまざまな事柄を決める」という教示を用いて討論状況が示された。しかし、この教示では、具体的な他者の立場が検討されず、討論手続きを経たことが教示されても本人が初めからルールに対して持っている判断を反映していただけないという可能性がある。そのため、ルール決定をすること自体についての認識である普遍性判断を統制する必要があると考えられる。また、この教示では、討論手続きを経てルール決定されたことは理解されたとしても、どのような立場からルール決定されたのか具体的には分からない。その場合、どのような立場から決定されるのか分からない討論手続きによりルール決定を行うよりも、1人の人が判断を下した方が責任を持った判断、よい判断がなされるのではないかとというトップダウンの判断が好まれたのかもしれない。その結果として、両条件のルール決定判断得点に有意差がなかったという可能性が考えられる。Adelson, Green & O'neil (1969) は「島に移住してコミュニティを

作る」という教示を用いて、自身がルール決定場面に参加していると感じられるボトムアップの状況を作り、ルールの認識を検討している。この教示を用いて、ボトムアップのルール決定場面を作ることができるのではないかと考えられる。また、どのような視点からルール決定がなされたのかが分かるように、具体的な他者視点を示す必要があると考えられる。

## 研究 2

Adelson et al. (1969) の教示と他者視点が示される場面において、人により異なって判断される社会的ルールは討論手続きを用いて決定した方が支持されるのか、認識される領域によりルール決定を支持する程度はどのように異なるのか、普遍性判断を統制しても討論手続きを用いて決定した方が社会的ルールは支持されるのかどうかを検討することを目的とする。

### 仮説 1

討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定は支持される。

### 仮説 2

普遍性判断得点を統制しても、討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定は支持される。

## 方 法

**調査協力者** 調査は関東エリアの2大学の大学生438名（男性=352名、女性=86名、平均年齢=19.5歳、 $SD=0.88$ ）の協力をえて行われた。

**調査手続き** 授業中に質問紙を配布した。フェイス・シートには調査への参加は自由意志によること、調査協力者の匿名性が守られることが示された。調査協力者自身のペースで調査は実施され、回答終了後、質問紙は回収された。質問紙の所要時間は15分程度であった。

**質問紙の内容** 調査に使用されたルールは「人の物を盗んではいけない」、「嘘をついてはいけない」、「授業中の飲食禁止」、「未成年の飲酒禁止」

の4ルールであった<sup>6)</sup>。調査協力者が提示されたルールをどのように認識しているかを調べるために、4ルールの各々について、規則随伴性判断、理由付けおよび普遍性判断が求められた。その後、ルール決定がどの程度支持されているのかを調べるために、討論あり条件と討論なし条件において、ルール決定判断が求められた。

①規則随伴性判断：「○○（当該ルール）がなくても○○（前述の当該ルール）に違反することは悪いか悪くないか」について、研究1と同様の6件法で求めた。

②理由付け：規則随伴性判断をする際に、「全く悪くない」から「非常に悪い」までの判断をした理由を自由記述で回答するように求めた。

③普遍性判断：どのような状況であろうとも○○○（当該ルール）を決定していいかどうかについての判断を6件法で回答するように求めた（絶対にいけない、いけない、どちらかというといけない、どちらかというといい、いい、非常にいい）。

④場面の提示：ボトムアップの討論場面を示すため、両条件（討論あり・討論なし）において、Adelson et al. (1969) に従い、「あなたを含めた200人の人が太平洋上のある島に移住をし、コミュニティを作ろうとしていると想像してください。」と教示した。

⑤討論あり条件・ルール決定判断：4ルールの各々について、「討論を経てルールとして決定していいか」を6件法で回答するように求めた（絶対にいけない、いけない、どちらかというといけない、どちらかというといい、いい、非常にいい）。この質問に先立ち、「このコミュニティでは討論により、すべての人にとって同様に善いようにさまざまな事柄を決めるシステムとなっています。以下、あなたも討論に参加しながら、質問に

6) 研究1で用いた8ルールのうち、普遍的価値があるとみなされる2ルールと文化的な一様性があるとみなされる2ルールを調査項目として、採用した。

回答してください。」と討論場面への参加を想定するように教示がなされた。その後、各ルールについて討論場面が提示された。討論場面は、具体的な他者視点を示すため、研究1で得られた理由付けのデータから個人の自由を主張する立場と善悪の規定や社会的関係の調整を主張する立場の両方が示された。たとえば、「授業中の飲食禁止」という事柄については、「島では眠いときにはガムをかんだり、飲み物を飲んだりしたら授業に集中できるからルール規定すべきではないという意見が出ました。しかし、先生に失礼であるし、音やにおいがしたら周りの人に迷惑だからルール規定すべきという反対意見が出ました。その結果として、この討論により授業中の飲食禁止というルールが決定されました。」と教示がなされた。

⑥討論なし条件・ルール決定判断：4ルールの各々について、「リーダーが1人でルールとして決定していいか」について、討論あり条件と同様の6件法で求めた。質問に先立ち、「このコミュニティではリーダーがあらゆる事柄を1人で決めています。そして、あなたもリーダーの決めたことに従うよう求められます。以下、あなたもコミュニティの一員として、質問に回答してください。」という教示がなされた。その後、たとえば、「授業中の飲食禁止」という事柄については、「島では授業中の飲食禁止という事柄をルールとして決定していません。」と教示がなされ、リーダーが1人でルールとして決定していいかが求められた。

**質問紙の構成** 規則随伴性判断、理由付けおよび普遍性判断は調査協力者内要因、ルール決定判断は討論ありの質問紙(①, ②, ③, ④, ⑤)と討論なしの質問紙(①, ②, ③, ④, ⑥)を交互に配布することにより、調査協力者間要因とした。

#### 得点化

規則随伴性判断得点：規則随伴性判断を得点化したものである。「全く悪くない」から「非常に悪い」までを1点から6点とした。得点が高いほど、

ルールがなくても当該行為をすることは悪いと判断している。

ルール決定判断得点：ルール決定判断を得点化したものである。「絶対にいけない」から「非常によい」まで、1点から6点とした。得点が高いほど、ルール決定を支持している。

普遍性判断得点：普遍性判断を得点化したものである。「絶対にいけない」から「非常によい」まで、1点から6点とした。得点が高いほど、どのような状況においてもルール決定を支持している。

**コード化** 研究1と同様、すべての理由付けの自由記述は道徳、慣習、個人道徳、状況的慣習、個人の5領域のいずれかにカテゴリー分類された。調査協力者の15%の回答について、独立した2人の評定者(そのうち1名は筆者)の一致率は84.6%であった。評定者間で不一致であった回答については話し合いにより、カテゴリー分類が行われた。この結果を参考にして、残りの部分の評定は1人の評定者(筆者)が行った。

#### 結果と考察

**ルールの認識** Figure 2に各ルールの理由付けを分類した結果を示した。Figure 2に示されるように、提示された各ルールは、同じルールでありながら、普遍的な価値が含まれる道徳であると認識する人、文化的な一様性がある慣習であると認識する人、個人の自由であると認識する人や、個人の自由と道徳もしくは慣習を混合した認識をしている人がいることが示された。以上の結果から、研究1と同様に、各ルールは、同じルールでありながら、人により異なって認識されていることが示された。以下の分析では認識されている領域別に検討する<sup>7)</sup>。

**条件間の等質性の検討** 仮説を検証する前に、討論あり条件と討論なし条件の条件間の等質性を

7) 本研究の目的の1つは、領域と討論手続きの関係を明らかにすることである。そのため、ルール別ではなく、認識される領域別に討論手続きの検討を行う。

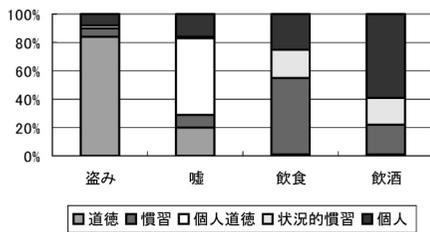


Figure 2 各領域に分類された割合

検討した。4 ルールの規則随伴性判断得点の平均得点を従属変数として、条件（討論あり・討論なし）を1要因とした分散分析を行った（討論あり条件： $M=3.65, SD=.85$ ; 討論なし条件： $M=3.77, SD=.87$ ）。その結果、条件間に有意差はなかった（ $F(1, 433)=1.73, p>.10$ ）。以上より、討論あり条件と討論なし条件は等質であることが示された。

**手続きの検討** 仮説1を検討するために、ルール決定判断得点の平均得点を従属変数として、条件（討論あり・討論なし）を1要因とした分散分析を行った（討論あり条件： $M=4.1, SD=.80$ ; 討論なし条件： $M=3.72, SD=1.14$ ）。その結果、主効果が有意であった（ $F(1, 433)=16.14, p<.001$ ）。討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定判断得点は有意に高く、仮説1は支持された。以上より、他者視点の示されるボトムアップの場面において、討論手続きが用いられるのであれば、ルール決定は支持されることが示された。

**普遍性判断を統制した領域別の討論手続きの検討** ルールの決定手続きに関わらず、普遍性判断により、ルール決定が支持されているかもしれないという可能性とどの領域の討論あり条件においてルール決定が支持されているのかを検討するために、各領域として認識されるルール決定判断得点を従属変数とし、普遍性判断得点を共変量とした条件1要因の共分散分析を行った。傾きと平行性の検定を行い、共分散分析の実行条件を満たしていることを確認した。共分散分析の結果、5領域の全てにおいて、ルール決定の条件に有意差があった（道徳  $F(1, 457)=25.04, p<.001$ ; 慣習  $F(1,$

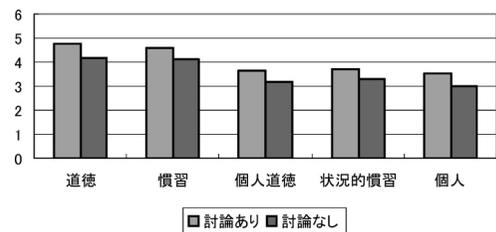


Figure 3 領域別のルール決定判断の平均値

385)=11.97,  $p<.001$ ; 個人道徳  $F(1, 191)=13.08, p<.001$ ; 状況的慣習  $F(1, 171)=14.49, p<.001$ ; 個人  $F(1, 464)=16.80, p<.001$ ）。その結果を Figure 3 に示した。以上より、仮説2は支持され、ルール決定判断得点は普遍性判断を反映しているのではなく、討論手続きを用いることにより、ルール決定が支持されていることが示された。また、いずれの領域においても、討論手続きを用いた条件がルール決定を支持していることが示された。この結果については、総括的討論で論じる。

### 研究3

社会的ルールを決定する場面において実際に討論を行うことにより、研究2の結果が再現されるのかどうかを検討することを目的とする。

#### 仮説

討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定は支持される。

#### 方法

**調査協力者** 東京都内の大学の女子大学生・大学院生70名（ $M=20.7$ 歳,  $SD=3.64$ ）の協力をえた。

**調査手続き** 討論あり条件ではペア討論、および個別に質問紙が実施された。討論のペアは、協力者募集の段階でペアでの参加を求めており、友人同士であった。調査はペア討論の前後に調査協力者自身のペースで実施され、回答終了後、質問紙は回収された（Figure 4）。討論なし条件は研究2と同様であった。

**質問紙の内容** 調査に使用されたルールは「人

の物を盗んではいけない」、「嘘をついてはいけない」、「授業中の飲食禁止」、「未成年の飲酒禁止」の4ルールであった。調査協力者が提示されたルールをどのように認識しているかを調べるために、4ルールの各々について、規則随伴性判断(Nucci, 2001)が求められた。その後、ルール決定がどの程度支持されているのかを調べるために、討論あり条件と討論なし条件において、ルール決定判断が求められた。

規則随伴性判断：「○○(当該ルール)がなくても○○(前述の当該ルール)に違反することは悪いか悪くないか」を研究1と同様に、6件法で回答するように求めた。

場面の提示：討論の目的を示すため、Adelson et al. (1969) に従い、「あなたを含めた200人の人が太平洋上のある島に移住をし、コミュニティを作ろうとしていると想像してください。」と教示した。

ルール決定判断・討論あり条件：4ルールの各々のルール決定を支持する程度について回答するように求めた。調査者が1ルールごと討論状況を提示し、教示をした後、「ルールとして決定しているか」に関して、2人で話し合ってもらおうということを4回繰り返した。1ルールの討論を終えるごとに、「このような討論を経てルールとして決定しているか(ルール決定判断)」について研究2と同様に、6件法で求めた。この質問に先立ち、「このコミュニティでは討論により、すべての人にとって同様に善いようにさまざまな事柄を決めるシステムとなっています。それでは話し合ってください。」と教示がなされた。討論状況は、研究2と同様に、具体的な他者視点を示すため、個人の自由を主張する立場と善悪の規定や社会的関係の調整を主張する立場の両方が示された。たとえば「人の物を盗んではいけない」という事柄については、「島では盗むのはひとつの方法だからルール規定すべきではないと反対している人たちや、他者の権利を侵害することになるか



Figure 4 実験手続きの流れ

らルール規定すべきであると賛成している人たちがいます。それでは人の物を盗んではいけないという事柄をルール決定することに関して話し合ってください。」と教示された。

ルール決定判断・討論なし条件：研究2と同様であった。

**得点化**

規則随伴性判断得点：規則随伴性判断を得点化したものである。「全く悪くない」から「非常に悪い」まで、1点から6点を割り当てた。得点が高いほど、ルールがなくても当該の行為に対し、その行為をすることは悪いと判断している。

ルール決定判断得点：ルール決定判断を得点化したものである。「絶対にいけない」から「非常にいい」まで1点から6点を割り当てた。得点が高いほど、ルール決定を支持している。

**結果**

**条件間の等質性の検討** 仮説を検証する前に、討論あり条件と討論なし条件の条件間の等質性を検討した。4ルールの規則随伴性判断得点の平均得点を従属変数として、条件(討論あり・討論なし)を1要因とした分散分析を行った(討論あり条件：M=3.65, SD=.76; 討論なし条件：M=3.59, SD=.96)。その結果、条件間に有意差はなかった(F(1, 69)=.95, p>.10)。以上より、討論あり条件と討論なし条件は等質であることが示された。

**手続きの検討** 仮説を検討するために、4ルールのルール決定判断得点の平均得点を従属変数として、条件(討論あり・討論なし)を1要因とした分散分析を行った(討論あり条件：M=4.44,

$SD=.56$ ; 討論なし条件:  $M=3.31, SD=1.26$ ). その結果, 条件の主効果が有意であった ( $F(1, 69)=24.02, p<.001$ ). 討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定判断得点は有意に高かった (討論内容の具体例は Table 2 に示した). 以上の結果から, ルール決定場面における討論手続きに関して, 質問紙調査 (研究 2) と実際に討論を行った研究 3 では, 同様な結果が得られることが示された.

### 総括的討論

社会的ルールを決定する際の手続きとして, 討論手続きを検討するにあたり, 討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定判断得点が高いと仮説が立てられた. しかし, 研究 1 では不支持, 研究 2 および研究 3 では支持という結果が示された. 研究 1 では, コミュニティ場面において, 「すべての人にとって同様に善いようにさまざまな事柄を決める」という討論手続きを用いてルール決定がなされる条件と, 強制的にルール決定がなされる条件が比較された. その結果, 討論あり条

件よりも討論なし条件においてルール決定が支持された. このような結果が生じた可能性として, 討論場面に関して「他者視点」および「トップダウン処理の可能性」, 個人要因に関して, 「普遍性判断」について検討の余地があると考えられた. 研究 2 では, 「他者視点」に関して, 具体的な他者の立場が提示された. 「トップダウン処理の可能性」を排除するために, Adelson et al. (1969) の教示が用いられた. そのような場面において, 討論手続きの検討を行った結果, 普遍性判断得点を統制しても討論なし条件よりもすべての領域の討論あり条件においてルール決定判断得点が高かった. 同様の手続きを用いた研究 3 において, 討論場面が提示される質問紙の代わりに, 実際の討論を行い, ルール決定判断を求めた結果, 討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定判断得点が高く, 研究 2 の結果が再現された.

ルール決定に関しては, 小学生において, すでに, 討論手続きを用いた民主的な手続きを踏むことが支持されることが示されている (山岸, 1995). しかし, 大学生においては討論手続きを経るだけ

Table 2 討論内容の具体例 (人の物を盗んではいけない)

調査協力者番号	討論内容
2	反対派の方の 必要があれば盗むのもひとつの方法という考えは あんまりよくないと思うけど
1	コミュニティになんないよね コミュニティにするんだったら なんかつた方がいいよね 賛成だね
2	賛成なんだけど
1	権利だけじゃない気がする まとまらないもんね 盗み合ってたら
2	信頼感がなくなって いつも 自分の物を守るために不必要な
1	うん エネルギー 200 人いるんだしね うまくやっていくことを考えると 人の物を盗んではいけない
2	でも もし すごい貧しかったりして 万が一 何らかの例外的な理由で 盗んでしまった人がいたら その人のことは許してあげてもいいかなって思うけど どう思う?
1	思わないなあ 相談すればいいんだよ うちはとってても貧しいんですって 何も盗む必要ない それで もし本当に貧しい人がいて許すんだったら あげればいいじゃん 盗む前に
2	相談してあげれば
1	先に盗っちゃわないで 盗まないでちょうだいていった方がいいじゃん 盗みにならないし
2	基本的にはね でもその人にそういうような力とか 何というか 知力とか 知っている人とかいなかったら
1	でも それは 知力がないから盗んでもいいよねって 盗まれて満足する人もいないよね
2	盗んだ後にあげればよかったかな
1	じゃあ あげれば よかったじゃん 盗む前に
2	でも やっぱ 基本的にはいけない
1	盗んではいけない
2	うん

ではルール決定は支持されなかった(研究1)。渡邊(2000)は、討論手続きを用いた合意形成は多数決といった意見の偏りや、賛成もしくは反対という一方の立場の意見しか考慮されないという可能性から必ずしも公正な決定にはならないことを指摘している。研究1で具体的な他者視点が示されない討論手続きを用いたルール決定が支持されなかったという結果は渡邊(2000)の指摘を支持しているといえるかもしれない。

研究1と研究2の結果から、研究1のルール決定場面におけるように、「みんなで話し合い、すべての人にとって同様に善いようにさまざまな事柄を決めるというコミュニティに所属していると想定してください。」と教示されても、どのような視点からルールが決定されたか明確ではないとき、たとえ討論手続きを経たとしても、調査協力者はその手続きを公正であるとは判断しなかったのではないかということが示唆される。また、集団で決定を行うにはさまざまなコストがかかるのは明白であり、その結果、1人の人物が責任を持って判断をするというトップダウン処理が好まれたのではないかと考えられる。反対に、ルール決定に賛成する立場、反対する立場が明確であり、どのような視点からルール決定を支持するのか明確であるとき、討論手続きを用いたルール決定は支持されるのではないかと考えられる(研究2・研究3)。生活様式の多様化、価値の多元化が進む現代社会において複雑化しているルールではあるが、さまざまな他者の立場が示され、どのような視点からルール決定がなされるのかが明確で、調査対象者自身が決定のプロセスに参加できると思えるとき、共通理解の1つの方法であるHabermas(1983, 三島ほか訳, 1991)の提案は支持されるといえる。

Damon(Damon, 1997; Damon & Gregory, 1997)は学校場面を超えて、コミュニティ場面で社会的ルールを取り扱う必要性を挙げており、本論文では、コミュニティ場面において討論手続きを用い

たルール決定が支持されるかどうかを検討された。その結果、コミュニティ場面に拡大しても、他者視点が示されるボトムアップの場面において討論手続きが用いられるのであれば、強制的に決定されるよりもルール決定は支持されることが示唆された。以上の結果は、人によりさまざまに異なって判断される社会的ルールに対して共通の価値を作り出すために、コミュニティ単位で取り組むことが有用であることを示唆する。

また、ルールの認識される領域別に討論手続きの影響を検討した。その結果、どの領域においても討論あり条件において、ルール決定は支持されていた(研究2)。Turiel(2002)は、道徳には成員による合意は必要ないと述べているが、以上の結果は、社会的ルールを道徳と認識していたとしても、討論手続きを用いた方がルール決定を支持することを示唆している。つまり、普遍的な価値があるとされる道徳においてさえも、価値の多元化が進んでいるかもしれないという可能性が示唆される。しかし、社会的ルールをいずれの領域と認識していても、討論なし条件よりも討論あり条件においてルール決定が支持されていたという結果は、討論手続きが共通理解のひとつの方法になることを示唆する。特に、社会的ルールが個人の自由である認識されていても、討論あり条件ではルール決定を支持する得点が有意に高かったという結果は、反社会的行動を導く判断が持たれていても、討論という手続きを用いることにより、リスクを導くような行動を回避させることができるかもしれないという可能性を示唆する。

以上の結果をまとめると、いかなる討論手続きが行われるときにおいてもルール決定が支持されるというわけではなく、前述したとおり、「さまざまな他者の立場が示され、どのような視点からルール決定がなされるのかが明確で、討論参加者自身が決定のプロセスに参加できると思える」という特定の討論手続きが行われたときにルール決定は支持されると考えられる。そして、そのよう

な討論手続きが行われたときには、ルールを5領域のいずれと認識する人においても、ルールを支持する可能性が高まるといえる。

最後に今後の課題を挙げる。第一に、討論手続きのあり方の一般性の問題である。本論では、大学生のルール決定場面に絞って討論手続きが検討されたため、他の年代や他の場面では明らかにされてはいない。第二に、研究1と研究2で提示された社会的ルールのすべてにおいて示されたルール認識の個人差がどのような要因により生じたかが不明である。第三に、研究3の討論手続きは、友人同士のペアによるものであった。そのため、初対面の場合やより多い人数での討論手続きに一般化できるかどうかは明らかではない。よって、これらの課題を克服できるような、さまざまな角度からのアプローチが今後求められている。

#### 引用文献

- Adelson, J., Green, B., & O'neil, R. 1969 Growth of the idea of law in adolescence. *Developmental Psychology*, **1**, 327-332.
- Blatt, M., & Kohlberg, L. 1975 The effects of classroom moral discussion upon children's level of moral judgment. *Journal of Moral Education*, **4**, 129-161.
- Damon, W. 1997 *The youth charter*. New York: Free Press.
- Damon, W., & Gregory, A. 1997 The youth charter: Towards the formation of adolescent moral identity. *Journal of Moral Education*, **26**, 117-130.
- Habermas, J. 三島憲一・中野敏男・木前利秋(訳) 1991 道徳意識とコミュニケーション行為 岩波書店 (Habermas, J. 1983 *Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln*. Frankfurt: Main).
- Kohlberg, L. 1985 The just community approach to moral education in theory and practice. In M. W. Berkowitz, & F. Oser (Eds.), *Moral education: Theory and application*. Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum. Pp. 27-82.
- Kohlberg, L., Levine, C., & Hewer, A. 1983 Research on socio-moral atmosphere. In J. A. Meacham (Ed.), *10 contributions to human development a moral stages: A current formulation and a response to critics*. Basel: S. Karger. Pp. 53-59.
- 松井 洋 1997 日本の若者の問題 中里至正・松井洋(編著) 異質な日本の若者たち 世界の中高生の思いやり意識 ブレーン出版 Pp. 91-132.
- 松尾直博・新井邦二郎 1999 子どもの自己決定と領域別社会的ルールの発達 *Tsukuba Psychological Research*, **21**, 107-113.
- 内閣府 2001 平成13年度版 青少年白書 21世紀を迎えての青少年健全育成の新たな取組
- 二宮克美 1984 小学生の社会的ルールに対する意識 日本心理学会第48回大会発表論文集, 569.
- 二宮克美 1985 中学生の社会的ルールに対する意識 日本心理学会第49回大会発表論文集, 672.
- Nucci, L. P. 1981 Conceptions of personal issues: A domain distinct from moral or social concepts. *Child Development*, **52**, 114-121.
- Nucci, L. P. 2001 *Morality and domains of social knowledge education in moral domain*. Cambridge: Cambridge University Press. Pp. 3-19.
- Power, F. C., Higgins, A., & Kohlberg, L. 1989 *Lawrence Kohlberg's approach to moral education*. New York: Columbia University Press.
- 首藤敏元 2003 子どもの生き方としての個人道徳の発達 課題番号: 12610111 平成12年度~平成14年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))
- Smetana, J. G. 1983 Social-cognitive development: Domain distinctions and coordinations. *Developmental Review*, **3**, 131-147.
- Smetana, J. G. 1995 Context, conflict, and constraint in parent-adolescent authority relationships. In M. Killen, & D. Hart (Eds.), *Morality in everyday life: Developmental perspectives*. Cambridge: Cambridge University Press. Pp. 225-255.
- Smetana, J. G., & Bitz, B. 1996 Adolescent's conceptions of teachers' authority and their relations to rule violation in school. *Child Development*, **67**, 1153-1172.
- Turiel, E. 1998 The development of morality. In N. Eisenberg (Ed.), Damon, W. (Series Ed.), *Handbook of child psychology*. 5th ed. Vol. 3. *Social, emotional, and personality development*. New York: Wiley. Pp. 863-932.
- Turiel, E. 2002 *Culture of morality: Social development, context, conflict*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- 渡邊二郎 2000 現代人のための哲学 放送大学教育振興会
- 山岸明子 1995 道徳性の発達に関する実証的・理論的研究 風間書房
- 2004. 5. 20 受稿, 2005. 2. 4 受理—

## Discussion to Decide Social Rules and Judgment of the Rules

Aya FUJISAWA

Graduate School of Humanities and Sciences, Ochanomizu University

THE JAPANESE JOURNAL OF PERSONALITY 2005, Vol. 14 No. 1, 17-29

This study was conducted to examine the effects of discussion to decide social rules on attitudes of undergraduates. Participants were first asked to indicate how bad they individually thought was the behavior that ignored a social rule, and wrote reasons for their judgment. Then half of them were told that everyone in the local community participated in the discussion to make it as the community rule, while the others were told that the community simply made it for members to follow. They were asked to make judgment on legitimacy of the rule. In Study 1, two groups were not significantly different in their judgment. In Study 2, conditions of perspective-taking and bottom-up procedure were added, and the participants in a discussion group thought that rule-making was more justifiable than those in a control group where the leader made the rule, if others' opinions, for and against making the rule, were shown, and the community was supposedly started anew. The difference was statistically significant, regardless of which domain that the participants thought the judgment pertained to: moral, conventional, personal, personal-moral, or contextually-conventional. In Study 3, half of participants actually had a discussion with another, and again those in the discussion group agreed more that the rule-making was justifiable, replicating the results of Study 2.

**Key words:** discussion, social rules, attitudes toward social rules, domains of judgment